



# 船員保険丸

船内に掲示してください



## 健康度カルテで 船員の健康状態をチェック!

船舶所有者さまごとの健康課題を  
「見える化」した冊子「健康度カルテ」  
を10月上旬にお送りしております。

- ① 生活習慣の課題
- ② 生活習慣病のリスク

等を数値やグラフで示し、「健康度カルテ」から読み取れる健康課題や実践すべき行動を総合コメントとして掲載しています。

ぜひご確認いただき、自社の健康づくりにお役立てください。

※生活習慣病予防健診の受診等や船員手帳における「健康証明書」の船員保険部への提出により、健診結果データを3名以上確認できた船舶所有者が送付対象です。

### — 健康度カルテ —

| 総合コメント     |      | 特定保健指導の利用率が高く、生活習慣病予防への取組が進んでいると考えられます。今後も対象者への積極的な支援をお願いします。一方で、医療機関未受診の方の割合が高いようです。再検査・要受診者への受診率向上に向けた取組をお願いします。 |           |
|------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 判定項目       | 判定結果 |                                                                                                                    |           |
| 健康診断       |      | 健診受診率は比較的高い水準にあります。今後も継続的に加入者様への受診勧奨を行っていただき、受診率の維持・向上にご協力をお願いします。                                                 | ▶ 1ページへ   |
| 要受診者等の受診状況 |      | 医療機関の受診が必要な方が確認されています。健康被害を未然に防ぐためにも、速やかに受診を促していただくをお願いします。                                                        | ▶ 2ページへ   |
| 特定保健指導     |      | 特定保健指導の実施率は比較的高く、生活習慣病予防への意識が高いと考えられます。今後も継続的な利用促進をお願いします。                                                         | ▶ 3ページへ   |
| 生活習慣       |      | 船員の皆様の生活習慣はおおむね良好と見受けられます。今後も健康維持・増進に向けた職場での取組の継続をお願いします。                                                          | ▶ 4ページへ   |
| 生活習慣病リスク   |      | メタボリスクを有する方がおられます。対象者の減少に向けて、生活習慣の見直しや支援体制の強化をお願いします。                                                              | ▶ 5～6ページへ |

貴社船員及び扶養家族の健診結果等に基づき、「健康診断」「要受診者等の受診状況」「特定保健指導」「生活習慣関連事項」の4種類5項目に関する判定を行いました。判定結果に顔マーク「赤」「黄」が表示されている項目が、貴社の健康課題です。カルテを参考に、健康づくりの推進をお願いします。

全国健康保険協会船員保険部が保有するセブテックおよび健診データ（令和5年4月～令和6年3月診療/受診）を基に作成しました。  
※船員手帳提供データについては、提供時期により反映されていない場合があります。  
※判定は「青・黄・赤」の3段階で表記しており、対象者がいない場合は「-」で表記しています。

全国健康保険協会  
船員保険

※画像はイメージです。



船員保険  
イメージキャラクター  
かもめっせ

健康度カルテで健康課題は分かったけど、  
何から始めたらいいのかわからない… そんな船舶所有者さまには、  
**「船員の健康づくり宣言」がおすすめ!**

健康づくりの専門職が、船舶所有者さまごとの健康課題に沿った  
支援メニューをご提案し、健康づくりをサポートいたします。

費用はすべて**無料**です!

詳細は右記二次元コードからご確認ください。

船員保険部  
ホームページ



# 整骨院・接骨院(柔道整復師)の正しいかかり方

整骨院・接骨院は「柔道整復師」と呼ばれる専門職による治療をする施設です。  
そのため、船員保険の対象となる範囲は限られています。



船員保険が  
使えます



船員保険が  
使えません

**全額自己負担**



**骨折、脱臼**

応急手当以外は医師の同意が必要



**外傷性が明らかな捻挫、  
打撲など**



日常生活における単なる疲労・  
肩こり・筋肉疲労



病気が原因で起こる痛みやこり  
(神経痛、ヘルニア等)



脳疾患後遺症等の慢性病



マッサージ代替りの利用



コーナー



**Q1** 職務中に転んで捻挫しましたが船員保険は使えますか？

**A1** 職務上や通勤途上のケガには船員保険は使えません。  
労災保険の適用になります。

**Q2** 持病の肩や腰の痛みが慢性化しており、  
整(接)骨院にかかった場合、保険扱いになりますか？

**A2** 原因不明の肩や腰の痛みに対する治療は保険の対象外となり、  
全額自己負担になります。痛みや違和感が長くとれない場合は、  
重大な疾患(内科的疾患)の可能性も考えられますので、  
一度医療機関を受診していただくことをお勧めいたします。

ご協力を  
お願いします

申請内容によっては、加入者様に文書などで負傷原因や治療内容を確認をさせていただく  
場合があります。船員保険の適正な運営のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

毎月配信!

もう登録はお済みですか?

**船員保険メールマガジン**

船員保険の各種制度やマイナ保険証、健康づくり情報など、  
広報誌等ではお伝えしきれない、今知りたい船員保険の  
情報を毎月お届けします!

ご登録はこちらから



船員保険部ホームページ



全国健康保険協会  
船員保険

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階  
TEL 03-6862-3060  
受付時間 8:30~17:15(土日祝日除く)